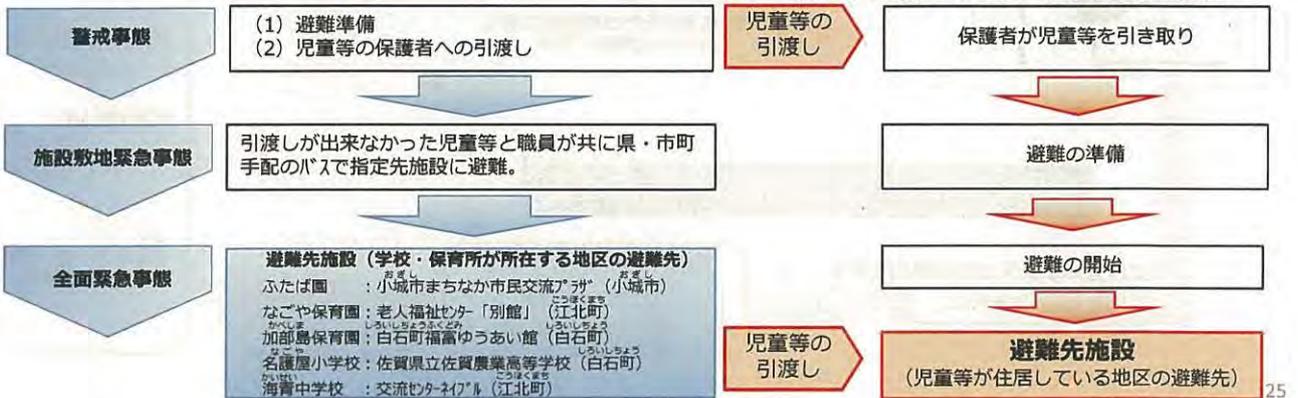


# PAZ内の学校・保育所の児童等の避難

- PAZ内の小中学校の児童等(2施設、336人)及び保育所の幼児(3施設、208人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
  - 保護者への引渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった場合、教職員等とともに佐賀県が「災害時における緊急輸送に関する協定」※に基づきPAZ内市町のバス会社が保有するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
  - 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済み。
- ※ 佐賀県と一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会（協力事業者26社）が、平成29年6月6日に締結

市町名	学校・保育所名称	人数		
		児童等	職員	合計
げんかいちよう 玄海町	ふたば園	125人	30人	155人
からつし 唐津市	なごや保育園	60人	19人	79人
	かべしま 加部島保育園	23人	8人	31人
	なごや 名護屋小学校	107人	14人	121人
	かいせい 海青中学校	229人	28人	257人
(5施設) 合計		544人	99人	643人

※児童等の人数については、平成30年5月1日現在。



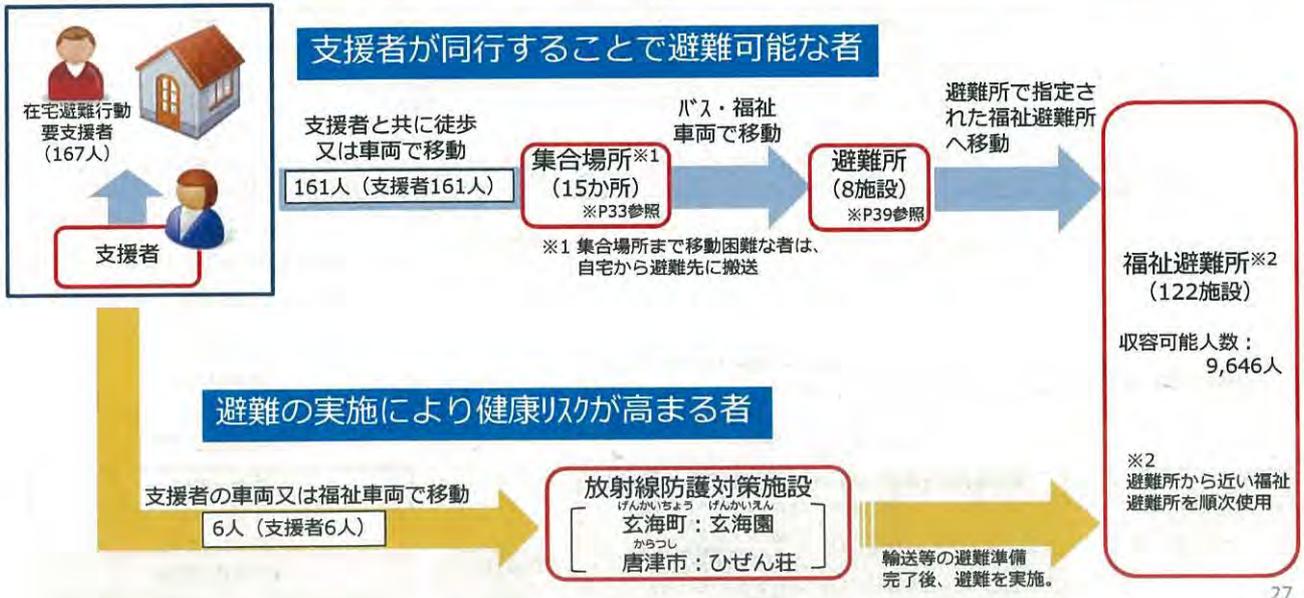
# PAZ内の医療機関・社会福祉施設の避難

- PAZ内の医療機関(1施設8人)及び社会福祉施設(7施設231人)の全てについて、避難計画を策定済み。医療機関については、入院患者の状況等をふまえ、佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定。社会福祉施設については、30km圏外の佐賀市、多久市、小城市、江北町にある施設に避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、佐賀県が受入先を調整。

## <PAZ内8施設の入所者等の避難の考え方>



- ▶ 玄海町では、在宅の避難行動要支援者167人全員に支援者がいることを確認。
- ▶ 支援者の同行により避難可能な者は、支援者と共に集合場所等から、佐賀県又は玄海町が確保するバスや福祉車両で避難所へ移動。その後、福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。



- ▶ 唐津市では、在宅の避難行動要支援者277人のうち241人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、支援者の確保に向け調整。また、支援者を確保できない場合においても、行政職員、自治会、消防団員等の協力により避難できる体制を整備。
- ▶ 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両や、佐賀県又は唐津市が確保するバスや福祉車両で避難所へ移動。その後、福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。

